

## ●契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えさせていただきますようお願いいたします。

### 1. 商品の仕組み

#### (1) 商品の仕組み

団体スキー・スケート保険は、日本国内において被保険者が行う保険証券記載のスキーまたはスケート中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

※ モノスキー、スノーボードでの事故は「雪上滑走スポーツ補償特約」をセットすることにより補償対象となります。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

#### (2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 被保険者本人
- スキー・スケート賠償責任保険特約の被保険者本人の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族

### 2. 基本となる補償等

#### (1) 基本となる補償・主な特約の概要

基本となる補償およびご希望によりセットできる主な特約（別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります）の「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」は中に記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の傷害死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

#### (2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

- 各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。
  - スキー・スケート傷害補償特約の保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度<sup>(注)</sup>を踏まえて設定してください。公的保険制度<sup>(注)</sup>の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (注)公的保険制度とは、健康保険法等法律に基づく保険制度をいいます。

#### (3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間：1年間
- ②補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ③補償の終了：満期日の午後4時

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

- ①保険料は、保険金額および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、包括契約等契約時に暫定保険料を領取するご契約の確定精算時等においても、最低保険料を適用します。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

#### (2) 保険料の払込方法

- ①ご契約の保険料は、一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス（口座振替、クレジットカード）で払い込むことができます（ご契約内容により現金で払い込むこともできます）。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。  
※ 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。
- ②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領取する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。なお、この保険には解約返れい金はありません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



まだ誰も知らない安心を、ともに。

スキー・スケート中のさまざまなリスクに備えたい方に。

スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険 令和元年10月以降保険始期用

# 団体スキー・スケート保険

## 団体総合生活補償保険(個賠型)



### 指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人、日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022-808  
(全国共通・通話料無料)

- ※受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
  - ※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。※携帯電話からも利用できます。
  - ※電話ルーサーサービス、IP電話からは03-4392-8241におかけください。※おかけ間違いにご注意ください。
  - ※詳細は、一般社団法人、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
- <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

### 事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- ※受付時間 24時間365日
- ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

### ⚠️ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「団体スキー・スケート保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしますので、ご確かめください（保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります）。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。
- 「団体スキー・スケート保険」はスキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペイトネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約のお申込みの際は、保険申込書等の各項目について正しくご記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書等に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合は、遅滞なく（スキー・スケート傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内）に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約をお求めすることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

